

プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）について（案）

1. ガイドラインの目的

グリーン購入法の特定調達品目は、平成 13 年 2 月の 14 分野 101 品目から平成 23 年 2 月には 19 分野 261 品目へと増加している。特定調達品目及びその判断の基準等については、基本方針に定める基本的考え方に基づき検討・設定されてきたところである。

特に、判断の基準の設定については、国及び独立行政法人等においては、基本方針に即して自ら調達方針を作成し、調達方針に基づき物品等の調達を行うことが義務づけられていることから、競争性の確保を図りつつ、国等の機関における物品等の調達量を勘案した基準の設定が必要となっている。すなわち、原則として国等の機関による特定調達物品等の調達量が確保できること、及び全国において複数の供給可能な事業者が存在することが判断の基準の設定に当たって考慮されるべき要件の一つとなる。したがって、各特定調達品目の判断の基準は、国等の機関が当該品目を調達する場合の必要条件であり、必ずしも、環境性能の観点から、市場において望ましく先駆的な、いわゆるトップランナーの基準とはいえない場合もある¹。

このため、環境配慮に先駆的に取り組む組織等による市場の牽引・イノベーションの促進を図るとともに、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための目標となり得る基準を示し、より環境に配慮した物品等が選択される市場の形成（市場の更なるグリーン化）を目指す観点から、一部の特定調達品目²について、その判断の基準をより高い環境性能に基づく基準（以下「プレミアム基準」という。）として設定するための基本的考え方、具体的な基準の設定方法・基準内容等を記載した「プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）」（以下「ガイドライン」という。）を作成する。

2. 検討の内容等

（1）検討方法

特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）の下に特定調達品目検討会プレミアム基準分科会（以下「分科会」という。）を設置し、プレミアム基準及びガイドラインに係る検討を行い、検討会に報告する。

【座長】安井 至 独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

¹ 基本方針に定めるとおり、特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っている（[参考資料 2](#)参照）。

² 後述のとおり、設定したプレミアム基準については、可能な品目については、環境省の調達方針に定め、実際に運用していくことを想定していることから、現段階においては特定調達品目を対象としている。

なお、分科会の委員については、検討会委員及び有識者で構成することとし、座長と協議の上、選定することとする。

(2) 検討内容

環境省において別途開催されている「グリーン・マーケット⁺(プラス)研究会」における議論を踏まえ、プレミアム基準の基本的考え方(品目に応じた環境負荷項目及び環境負荷低減効果、市場占有率等)を検討・整理するとともに、プレミアム基準設定品目の選定(対象とする分野・品目を含む)及びその基準の設定を行い、環境配慮に先駆的に取り組む組織等のグリーン購入のための指針として活用が可能なガイドラインを作成する。

具体的なプレミアム基準としては、例えば、紙・紙製品については古紙パルプ配合率の引き上げ(コピー用紙:最低70% 100%等)、文具類・オフィス家具等についてはエコマークと同等基準への引き上げ、OA機器や家電製品等については省エネ性能の強化(TEC値、年間消費電力量、多段階評価4つ 5つ等)、飲料自動販売機設置についてはノンフロン機とすること等の現行の判断の基準の強化とともに、新たな指標として省資源化(リデュース)指標³の検討・設定等が考えられる。

また、グリーン購入と市場のグリーン化に向けた他の施策(カーボン・オフセット等)との連携に関する検討について、併せて実施する。

(3) その他

分科会における議事内容に即し、必要に応じ、プレミアム基準の妥当性や当該基準を満たす製品の供給可能性等に関して業界団体、事業者等にヒアリング等を実施し、検討に反映させることとする。

3. 環境省調達方針への反映

設定したプレミアム基準については、市場の更なるグリーン化を図るため、一定の競争性の確保に留意しつつ、可能な品目については、環境省の調達方針に定め、環境省が自ら率先してプレミアム基準を満たす物品等の調達を推進することを想定している。

³ オフィス家具等のうち大部分の材料が金属類である製品については、省資源化(リデュース)の観点から製品の「機能重量」を判断の基準として設定している(機能重量の基準=棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg))。